

114.01

包括委任状の提出

1. 包括委任状の提出の趣旨

包括委任状制度は、特許庁長官へ、あらかじめ事件を特定しない包括的な代理権を授与した旨を証明する書面（以下「包括委任状」という。）を提出することで、特許出願等の手続に際して、当該包括委任状を援用することにより代理権の証明を行うことができるようにしたものであり、手続をする者の便宜の向上及び特許庁の事務効率の向上等の観点を踏まえて導入された。

特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願、審判及び登録に関する手続についての代理権の証明、特例法施行規則第5条の2第1項及び第2項の規定による証明並びに国際出願に関する手続についての代理権の証明については、次に掲げる手続を除き、あらかじめ特許庁長官に提出した包括委任状を援用してすることができる（特例施規6条1項、特施規9条の3第1項^{*1}、特登施規13条の6第1項^{*2}、国際出願法施規6条の4第1項）。

- (1) 特例法施行規則第10条第54号から第59号までに規定する手続
- (2) 特許法第186条第1項^{*3}（意63条1項、商72条1項）の規定による証明等の請求

2. 包括委任状の提出

- (1) 包括委任状の提出は、包括委任状提出書（特例施規様式第6）によりしなければならない。ただし、商標法条約に基づく規則で定めるモデル国際様式、特許法条約に基づく規則20（1）に規定するモデル国際様式又は商標法に関するシンガポール条約に基づく規則で定めるモデル国際様式によりすることができる（特例施規6条2項）。
- (2) 特許庁長官は、包括委任状が提出されたときは、これに番号を付し、その番号を包括委任状を提出した者に通知しなければならない（特例施規6条3項）。

3. 包括委任状の援用

手続に際して包括委任状を援用するときは、特許庁に対して提出する書類に通知された包括委任状番号を記載しなければならない（特例施規6条4項^{*4}）。

具体的には、提出する書類の【提出物件の目録】の欄に【包括委任状番号】の欄を設けて、通知された包括委任状の番号を記載することにより、代理権を証明する書面の提出を省略することができる。

また、包括委任状の番号が通知されていないときは、【包括委任状番号】の欄に代えて、【物件名】の欄を設けて、「代理権を証明する書面」又は「委任状」と通数を記載し、その次に【援用の表示】の欄を設けて、「令和何年何月何日提出の包括委任状」のように記載する。

なお、国際出願に関する手続に際して包括委任状を援用するときは、包括委

任状の写しを願書その他の国際出願に関する書類に添付しなければならない
(国際出願法施規6条の4第2項)。

(具体例)

包括委任状番号が通知されている場合

【提出物件の目録】

【包括委任状番号】○○○○○○○

包括委任状番号が通知されていない場合

【提出物件の目録】

【物件名】代理権を証明する書面 1

【援用の表示】令和何年何月何日提出の包括委任状

(改訂令和元・7)

※¹ 特施規9条の3第1項：実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項において準用

※² 特登施規13条の6第1項：実登施規3条3項、意登施規6条3項、商登施規17条3項において準用

※³ 特186条1項：実55条1項において準用

※⁴ 特例施規6条4項：特施規9条の3第2項（実施規23条1項、意施規19条1項、商施規22条1項において準用）、特登施規13条の6第2項（実登施規3条3項、意登施規6条3項、商登施規17条3項において準用）において準用